

答 申 第 952 号  
令和 3 年 8 月 31 日

神戸市長 久 元 喜 造 様

神戸市個人情報保護審議会  
会長 西村 裕



答 申

神戸市個人情報保護条例第 11 条第 1 項の規定に基づき、令和 3 年 8 月 26 日付け神企  
デ第 2379 号により諮問のありました下記の事項について、次のとおり答申します。

記

新型コロナウイルス感染症ワクチン接種会場における託児予約アプリの構築について  
(条例第 11 条「電子計算機処理の制限」に関して)

- 1 未就学児を持つ子育て世代が新型コロナウイルス感染症ワクチン接種を受けるにあたり、大規模接種会場のキッズスペースで一時的な託児サービスを提供するため、託児予約アプリを構築することは、ワクチン接種にあたり、利便性の高い予約サービスを提供することが可能となり、公益に資すると認められるため、妥当である。
- 2 この場合、電子化された個人情報について、個人の権利利益を不当に侵害することのないよう、事務に携わる者への研修を十分に行う等、個人情報の維持管理を適切に行わなければならない。

新型コロナウイルス感染症ワクチン接種会場における  
託児予約アプリの構築について  
(条例第11条「電子計算機処理の制限」に関して)

別紙  
答申 952

予約アプリに入力する情報

- ・日時
- ・会場名
- ・託児時間
- ・接種券番号
- ・メールアドレス
- ・託児する子の年齢
- ・託児する子のニックネーム